

社会福祉法人寿真会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業の経営

(ロ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ハ) 老人デイサービス事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人寿真会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を山梨県中央市極楽寺748番地に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を東京都調布市佐須町一丁目26番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬については、無報酬とする。

- 2 評議員には、費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わるこ

とができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が、前項の議事録に署名する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

- 第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のも

のに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員 の 報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 山梨県中央市極楽寺748番地、750番地、751番地、755番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建特別養護老人ホーム「らくえん」 一棟(4, 169. 91平方メートル)

(2) 山梨県中央市極楽寺横田748番、750番、751番、755番、741-1番所在の特別養護老人ホーム「らくえん」 敷地(5, 240平方メートル)
山梨県甲府市高室町字流し562番、563番、564番、565番、566番、567番、568番、573番、575番1、565番2、565番3所在の特別養護老人ホーム「らくえん」敷地(4,192. 57平方メートル)

(3) 山梨県中央市極楽寺字横田745番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建特別養護老人ホーム、グループホームらくえん倶楽部 一棟(1, 412. 56平方メートル)

(4) 山梨県中央市極楽寺字横田745-1番、746-1番所在の特別養護老人ホーム、グループホームらくえん倶楽部 敷地(3, 102. 95平方メートル)

(5) 山梨県都留市田野倉字桃園574番地2所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ銅板ぶき平屋建ひだまりデイサービスセンター 一棟(101. 03平方メートル)

- (6) 山梨県都留市田野倉字桃園574-2番、575-2番、576番所在のひだまりデイサービスセンター 敷地(428平方メートル)
 - (7) 東京都調布市佐須町一丁目26番地1所在の鉄骨造陸屋根3階建特別養護老人ホームらくえん深大寺 一棟(2,946.01平方メートル)
 - (8) 東京都調布市佐須町一丁目26番1、27番12、27番13、27番18所在の特別養護老人ホームらくえん深大寺 敷地(2,230.66平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、山梨県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、山梨県知事の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

（解散）

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、山梨県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を山梨県知事に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人寿真会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	清水 一也
理事	内田 正文
〃	内藤 明治
〃	福嶋 一洋
〃	和田 京子
〃	佐々木康二
監事	原田 哲
〃	丸山 春信

この定款は、平成16年 7月16日から施行する。
この定款は、平成16年12月20日から施行する。
この定款は、平成17年 7月13日から施行する。
この定款は、平成18年 3月27日から施行する。
この定款は、平成18年 9月 6日から施行する。
この定款は、平成20年 6月13日から施行する。
この定款は、平成23年 8月10日から施行する。
この定款は、平成26年 7月24日から施行する。
この定款は、平成28年 6月 2日から施行する。
この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。
この定款は、平成29年 5月30日から施行する。
この定款は、平成30年 6月19日から施行する。
この定款は、令和 2年 6月19日から施行する。

法人単位資金収支計算書
(自)平成30年 4月 1日(至)平成31年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	介護保険事業収入	1,058,045,000	1,057,777,929	267,071	
	その他の事業収入	7,801,000	7,595,032	205,968	
	その他の収入	3,730,000	3,515,162	214,838	
	事業活動収入計(1)	1,069,576,000	1,068,888,123	687,877	
	支出				
人件費支出	646,400,000	639,608,890	6,791,110		
事業費支出	135,510,000	131,709,740	3,800,260		
事務費支出	123,275,000	119,974,249	3,300,751		
利用者負担軽減額	3,470,000	3,582,228	112,228		
支払利息支出	12,800,000	12,618,368	181,632		
その他の支出	1,300,000	1,250,954	49,046		
事業活動支出計(2)	922,755,000	908,744,429	14,010,571		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	146,821,000	160,143,694	13,322,694		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入	8,770,000	8,770,000	0	
	固定資産売却収入	390,000	382,341	7,659	
	施設整備等収入計(4)	9,160,000	9,152,341	7,659	
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	76,962,000	76,962,000	0	
固定資産取得支出	3,210,000	3,087,514	122,486		
施設整備等支出計(5)	80,172,000	80,049,514	122,486		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	71,012,000	70,897,173	114,827		
その他の活動による収支	収入				
	その他の活動による収入	60,000	60,000	0	
	その他の活動収入計(7)	60,000	60,000	0	
	支出				
	積立資産支出	5,550,000	5,434,530	115,470	
	その他の活動支出計(8)	5,550,000	5,434,530	115,470	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	5,490,000	5,374,530	115,470		
予備費支出(10)	8,200,000		8,200,000		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	62,119,000	83,871,991	21,752,991		
前期末支払資金残高(12)	390,526,775	390,526,775	0		
当期末支払資金残高(11)+(12)	452,645,775	474,398,766	21,752,991		

法人単位事業活動計算書
(自)平成30年 4月 1日(至)平成31年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	介護保険事業収益	1,057,777,929	997,678,832	60,099,097
	サービス活動収益計(1)	1,057,777,929	997,678,832	60,099,097
費用	人件費	663,007,420	682,805,895	19,798,475
	事業費	131,709,740	127,117,681	4,592,059
	事務費	119,974,249	117,726,336	2,247,913
	利用者負担軽減額	3,582,228	3,436,352	145,876
	減価償却費	75,963,554	77,035,329	1,071,775
	国庫補助金等特別積立金取崩額	34,325,828	34,305,621	20,207
	サービス活動費用計(2)	959,911,363	973,815,972	13,904,609
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	97,866,566	23,862,860	74,003,706
サービス活動外増減の部	収益			
	借入金利息補助金収益	7,562,618	7,030,218	532,400
	受取利息配当金収益	32,414	61,658	29,244
	その他のサービス活動外収益	21,050,162	21,327,391	277,229
	サービス活動外収益計(4)	28,645,194	28,419,267	225,927
費用	支払利息	12,778,268	10,058,076	2,720,192
	その他のサービス活動外費用	1,250,954	253,565	997,389
	サービス活動外費用計(5)	14,029,222	10,311,641	3,717,581
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	14,615,972	18,107,626	3,491,654
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	112,482,538	41,970,486	70,512,052
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益	8,770,000	7,800,000	970,000
	固定資産売却益	374,840		374,840
	特別収益計(8)	9,144,840	7,800,000	1,344,840
費用	国庫補助金等特別積立金積立額	8,770,000	7,800,000	970,000
	特別費用計(9)	8,770,000	7,800,000	970,000
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	374,840	0	374,840
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	112,857,378	41,970,486	70,886,892
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	607,212,020	565,241,534	41,970,486
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	720,069,398	607,212,020	112,857,378
活動増減差額の部	基本金取崩額(14)			
	その他の積立金取崩額(15)			
	その他の積立金積立額(16)			
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	720,069,398	607,212,020	112,857,378

法人単位貸借対照表
平成31年 3月31日現在

(単位:円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	528,065,602	441,371,583	86,694,019	流動負債	148,592,836	145,341,808	3,251,028
現金預金	358,615,347	276,963,216	81,652,131	事業未払金	46,091,693	43,383,441	2,708,252
事業未収金	162,057,474	155,543,364	6,514,110	1年以内返済予定設備資金借入金	76,962,000	76,962,000	0
未収金	39,862	0	39,862	預り金	11,231	66,875	55,644
未収補助金	3,530,000	3,700,800	170,800	職員預り金	7,563,912	7,394,492	169,420
立替金	911,297	756,741	154,556	賞与引当金	17,964,000	17,535,000	429,000
前払費用	2,889,602	4,013,640	1,124,038				
仮払金	22,020	393,822	371,802				
固定資産	2,003,490,636	2,073,629,317	70,138,681	固定負債	839,299,380	913,296,620	73,997,240
基本財産	1,833,077,027	1,895,602,644	62,525,617	設備資金借入金	813,856,000	890,818,000	76,962,000
土地	762,669,231	762,597,957	71,274	退職給付引当金	25,443,380	22,478,620	2,964,760
建物	1,070,407,796	1,133,004,687	62,596,891	負債の部合計	987,892,216	1,058,638,428	70,746,212
その他の固定資産	170,413,609	178,026,673	7,613,064	純資産の部			
土地	14,500,005	14,500,005	0	基本金	256,858,520	256,858,520	0
建物	32,277,384	34,929,332	2,651,948	第1号基本金	256,858,520	256,858,520	0
構築物	30,714,757	34,016,830	3,302,073	国庫補助金等特別積立金	516,736,104	542,291,932	25,555,828
車輛運搬具	3,405,580	4,495,681	1,090,101	その他の積立金	50,000,000	50,000,000	0
器具及び備品	11,404,573	14,265,339	2,860,766	建設積立金	50,000,000	50,000,000	0
ソフトウェア	492,480	953,916	461,436	次期繰越活動増減差額	720,069,398	607,212,020	112,857,378
退職給付引当資産	25,443,380		25,443,380	(うち当期活動増減差額)	112,857,378	41,970,486	70,886,892
退職共済預け金	0	22,478,620	22,478,620				
建設積立資産	50,000,000	50,000,000	0				
差入保証金	151,000	211,000	60,000				
長期前払保証	959,400	1,119,300	159,900				
出資金	10,000	10,000	0				
その他の固定資産	1,055,050	1,046,650	8,400	純資産の部合計	1,543,664,022	1,456,362,472	87,301,550
資産の部合計	2,531,556,238	2,515,000,900	16,555,338	負債及び純資産の部合計	2,531,556,238	2,515,000,900	16,555,338